

区民の声の公表（令和5年9月受付分）

| 件名 | 区民の声(要旨) | 区の回答(対応・考え方) | 所管課 | 連絡先 (電話、FAX) | 受付日 | 関連情報 |
|----------------------|--|--|--|--|----------|----------------------------|
| 世田谷区の検診について | <p>他区との区境に住んでいる区民は、世田谷区内よりも隣接区の医療機関の方がアクセスしやすいこともある。一方で、世田谷区のがん検診の実施医療機関は区内医療機関に限定されているため、区境に住んでいる区民が検診を受診する場合は、離れた医療機関を受診するしかない。区境の区民が検診受診の際に不便な思いをしないために、隣接区の医療機関でも世田谷区のがん検診を受診できるようにしてほしい。</p> | <p>ご要望いただきました隣接区でのがん検診の受診体制の整備につきましては、自治体や医師会との調整が必要なこともあり、現状は、特定健診・長寿健診(※)と同時に実施する肺・大腸・前立腺がん検診を杉並区の一部の医療機関でご受診いただけるのみとなっております。ご希望に添えず大変申し訳ございませんが、区としましては、隣接区でがん検診の受診ができるようになることは、利便性や受診率の向上に繋がる重要な取り組みであると認識しており、今後も、隣接区での受診体制の整備を含め、区のがん検診が区民の方に利用しやすいものとなるように検討してまいります。</p> <p>※特定健診・・・40歳以上の世田谷区国民健康保険加入者を対象とした健康診断 ※長寿健診・・・後期高齢者医療制度加入者を対象とした健康診断</p> | 世田谷保健所 健康企画課 | <p>電話 03-5432-2447 FAX 03-5432-3022</p> | 令和5年9月4日 | 区HP:がん検診 |
| 世田谷美術館収蔵の区民資産の活用について | <p>世田谷美術館で開催された「わたしたちは生きている！セタビの森の動物たち」という企画展について、子どもから大人まで誰にでも親しみやすく気軽に鑑賞でき、大変見応えのあるものばかりだった。このような面白い作品を所有していたことへの驚きと同時に、宝の持ち腐れという印象を持った。そのため、区立学校や区民センター、区民施設への一定期間の貸し出し等、作品を積極的に活用し、芸術をより区民の身近にすることはできないのか。</p> | <p>現在、世田谷美術館では約1万8千点の美術作品を収蔵し、年間5本の企画展、3本の収蔵作品展を開催しています。こうした展覧会事業において、収蔵作品を展示し、皆様にご覧いただいているところです。また、収蔵作品は、美術品であるとともに、貴重な区民の財産であることから、その管理は、厳密な温湿度管理や人的な被害などからの防備のセキュリティについても、さまざまな工夫をしています。</p> <p>ご提案いただいた区民センターなどでの展示については、美術作品は材質的に脆弱なものが多く、温湿度の変化や、過度な照度により損傷を受けやすと、修復が困難となる可能性があるため、恒常的な展示が適さないという課題もあります。そのような中でも、できるだけ幅広く多くの作品をご覧いただきたいと考えてますので、長期間の展示が可能な作品を区民センターや図書館等の区民利用施設に展示するなど、身近なところで気軽に文化・芸術に触れ、親しんでいただけるように努めます。</p> | 生活文化政策部 文化・国際課 | <p>電話 03-6304-3427 FAX 03-6304-3710</p> | 令和5年9月4日 | 区HP:世田谷美術館 |
| 保育園及び保育料について | <p>①保育園について なぜ保育園の開園は平日がベースとなっているのでしょうか。認定保育料内で日曜・祝日に子供を預けられるようにしてほしいです。また病児保育についても、土日・祝日に預けられるようにしてほしいです。</p> <p>②産休・育休中の保育園利用について 保育園に、第二子の産休・育休中は上の子の保育時間の短縮をお願いされました。なぜ産休・育休中は上の子の保育時間の短縮を迫られるのでしょうか。</p> <p>③早生まれの子どもの入園について 現在、早生まれの子どもは、0歳児クラスの入園に非常に不利な状況にあります。早生まれの子も入園可能月齢になったら0歳児で入園できるように、早生まれの子のための枠を各保育園に設けてほしいです。働きたい、あるいは働く必要があるのに働けず、育休延長をせざるを得ないのは、母親の仕事のキャリア形成にも影響します。</p> <p>④保育料について 昨年度の世帯年収ベースで保育料が決定するのはわかりませんが、今年度、産休・育休中の家庭については減免してほしいです。世帯年収が下がっている中で、通常の保育料を課されると生活が厳しくなるだけで、子育て支援に逆行していると思います。</p> | <p>①保育園について 認可保育園は、国の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たす、児童福祉法に基づく施設のため、開所日は、原則として祝日・年末年始を除く月曜日から土曜日になります。区では、日曜・祝日に仕事の都合で、家庭で保育できない保護者の方(就労による利用に限られます。)がご利用できる「休日保育」を、区内6か所の私立保育園で実施しており、区内の保育施設に在園している方であれば、無料でご利用いただけます。各園に直接申込みとなりますので、詳しくは、区HP(ページ番号:7498)や「保育のごあんない」をご覧ください。</p> <p>また、病児・病後児保育につきましては、日曜日・祝日・年末年始のお預かりはできませんが、土曜日は、各施設により回数は異なりますが、開所しておりますので、ご利用いただけます。詳細につきましては、区HP(ページ番号:5761)をご覧ください。</p> <p>②産休・育休中の保育園利用について 認可保育園の保育時間は、開所時間の範囲内で、通勤時間等の事情を考慮し、在園の保育園と保護者双方の話し合いの上で決定していただき、必要に応じた時間ご利用いただけます。産休・育休中の方でも個別の事情により保育の必要性があれば、保育を必要とする時間について利用することができます。直接在園している保育園にご相談いただけますようお願いいたします。保育時間について保育園にご相談いただいた上で、時短保育を要請された場合には、区から意見をお伝えすることも可能です。</p> <p>③早生まれの子供の入園について 認可保育施設の入園選考では特定の方にとって有利なことは、他の方にとっては不利になるという関係性があり、保護者間でも立場の違いから様々なご意見があります。4月入園で定員が埋まると、年度途中の入園がなかなか難しい保育園もあります。そのため、お子様の月齢や育児休業の復帰時期に合わせた入園予約枠を確保しておくという方法も考えられますが、一方で、すぐに入園が必要なお子様が、定員に空きがあるにもかかわらず入園できないこととなります。また、保育園の運営にも少なからず影響を及ぼすことも考えられます。そのため、区としては一昨年の4月入園までは、4月入園時点で月齢に達するのに、申込締切日時点で出生していないお子様は申込みができないといった不公平な状況となっていた申込ルールを、昨年4月入園からは申込締切日時点で出生していないお子様であっても4月入園時点で月齢に達する予定のお子様の入園申込ができる「出生前申請」を開始しました。その結果、月齢(出生日)に応じて利用できない施設(生後5か月から施設など)があるといった制限は現在もありませんが、誕生日を理由とした4月一次入園選考申込み機会については、公平性が保たれるようになりました。</p> <p>④保育料について 認可保育園保育料については、住民税額を基に算定しているため、育児休業取得時点での収入減についてはすぐには反映されませんが、翌年度の保育料算定においては、育児休業取得による収入減が反映された住民税額で算定されます。制度設計上、時期にずれが生じてしまいますが、世帯の所得状況を基に算定を行っています。</p> | <p>①②について 子ども・若者部 保育課</p> <p>③④について 子ども・若者部 保育認定・調整課</p> | <p>保育課 電話 03-5432-2320 FAX 03-5432-3018</p> <p>保育認定・調整課 電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506</p> | 令和5年9月5日 | |

| 件名 | 区民の声(要旨) | 区の回答(対応・考え方) | 所管課 | 連絡先 (電話、FAX) | 受付日 | 関連情報 |
|-----------------------|--|---|------------------|---|-----------|---|
| 高齢者の安心・安全 見守りの充実 | 数日前に、近所の高齢者世帯に民間事業者の警備員が駆けつける騒ぎがありました。このようにすぐ来てくれるのは高齢者にとっては大変心強いことです。 世田谷区の「あんしんすこやかセンター」でも不審者対応も兼ねた高齢者の見守りをしていただければ大変ありがたいと思いました。担当の方が24時間通報を受け付け高齢者の安心・安全を見守っていただけるのは心強いです。既存の業者を活用するなどの新たな施策をご検討くださるよう心からお願い申し上げます。 | 区では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、4つの見守りと民間事業者と協力した見守りをを行っています。 4つの見守りとは、①24時間365日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」、②介護保険サービスを利用していない75歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、③あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、④住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」です。これら4つの見守りと、民間事業者と協力した見守りにより、高齢者の生活状況の変化に対する「気づき」を、あんしんすこやかセンターや区につなげ、地域での安心・安全な生活を支援しています。 今後は、いただいたご意見も参考にさせていただき、ICT機器等を活用したデジタル的な見守りの仕組みも取り入れて、アナログとデジタルのそれぞれの長所を活かしたハイブリッド型見守りについて、検討してまいります。 | 高齢福祉部 高齢福祉課 | 電話 03-5432-2407 FAX 03-5432-3085 | 令和5年9月7日 | 区HP:各種相談窓口 |
| 家の前へのたばこの ポイ捨てについて | 最近、家の前に数本のたばこがポイ捨てされています。幼い子どもがおり触ってしまう危険があり、放火にも繋がりかねないです 世田谷区が注意看板を無料配布しているのは知っていますが、自宅前に付けたくはありません。 また、世田谷区がたばこのポイ捨てを禁止する条例を採択しているのは知っていますが、何の罰則もなく、実際にポイ捨てをする人には無意味な条例だと思います。 希望としては、たばこのポイ捨てを無くす効果的な条例や対策を実施いただきたいです。例えば、たばこのポイ捨てをした人への罰則などです。 | 世田谷区では、「世田谷区たばこルール」の実施にあたり、環境美化指導員による巡回を実施し、路上喫煙が確認された場合には指導を行っています。 また電柱巻看板の設置、路面標示シートの設置、区のおしらせ等による情報発信、地域の自治会・町会和協力したキャンペーンなどに取り組んでおります。 ご自宅前について、ご希望でしたら環境美化指導員による巡回指導を実施いたします。 罰則規定につきましては、たばこルールの策定にあたり、学識経験者等の外部委員を含む検討委員会にて検討いたしました。その結果、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指すべきとの意見で一致したことから、現状では罰則規定を設けておりません。 「世田谷区たばこルール」については、実効性のあるルールとなるよう今後も検討を続けていくほか、粘り強く指導と啓発活動を継続し、周知徹底に努めてまいります。 | 環境政策部 環境保全課 | 電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981 | 令和5年9月8日 | 区HP:世田谷区内全域の道路・公園は禁煙です |
| 入浴券について | 毎年、入浴券を楽しみに使っています。区境に住んでいるため、日常生活のほとんどが目黒区です。目黒区でも世田谷区の入浴券を使えるお風呂屋さんを増やしていただけませんか。 | 高齢福祉課が行っている入浴券支給事業は、高齢者に外出機会を提供し、銭湯でくつろぐことにより、健康保持と孤独感を解消していただくことを目的としています。 いただいたご意見同様に、世田谷区内の銭湯数の減少を背景に、近隣区の入浴券を利用できるようにしてほしいという声も寄せられているところで、一方で、区外銭湯の入浴券利用を拡充することで、区内銭湯の利用者の落ち込みにつながり、区内の銭湯数の減少をより一層加速させることになると、危惧する声もございます。 ご意見も参考とさせていただき、区内銭湯の置かれている現状や社会情勢を踏まえながら、引き続き入浴券支給事業に取り組んでまいります。 | 高齢福祉部 高齢福祉課 | 電話 03-5432-2407 FAX 03-5432-3085 | 令和5年9月11日 | 区HP:入浴券の支給 |
| 災害時避難場所について | 災害時区内の広域避難場所に入れるのは12万人、世田谷区の人口92万人を引くと、80万人が倒壊した自宅で個人的な避難をしなければならないと聞いた。 いつ起こるか分からない、災害に備えるのが行政だとおもうが、個人的な避難を強いられる80万人について世田谷区としての具体的対策があるのか聞きたい。 | 広域避難場所は、自宅等が危険な状態になった場合に一時的に避難する場所として区内に25箇所ございますが、区内全ての住宅が倒壊する被害想定はなく、全区民92万人が避難をする被害想定もございません。 一方で、広域避難場所への避難のあと、火災や倒壊によって自宅で過ごすことができない方は、発災後4日目には約17万人生じるものと想定しております。 区は、小・中学校の体育館など95か所を避難所としていますが、受け入れ人数は最大で12万人程度であり、想定される避難者のすべてを受け入れることはできず、過密な状態となることが懸念されていることから、倒壊などの危険がなく自宅が安全な方については、在宅での避難生活を送っていただくことを推奨しております。 なお、区は、在宅で避難生活をされる方に向けて、スマートフォン等の充電を目的として、一部の地区会館、区民集会所での充電スポットの整備を進めております。 加えて、今後、在宅避難を推奨するための啓発冊子を作成し、区内全戸へ配布を行う予定です。日ごろからの備えや被災後の想定など、在宅避難について、効果的な周知、啓発を図ってまいります。 | 危機管理部 災害対策課 | 電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014 | 令和5年9月11日 | 区HP:一時集会所、広域避難場所、避難所等一覧 |
| 生ごみ処理機に対する 助成金について | 東京都内では、既に多くの市や区で助成金制度が導入されているが、世田谷区では実施されていないため、早々に対応してほしい | 区では平成5年度に生ごみコンポスト化容器の斡旋や、平成11年度からは家庭用生ごみ処理機購入費の補助を開始し、生ごみ削減に向けて取り組んでまいりました。 しかし、生ごみ処理機の申請件数の減少や堆肥の活用先がないこと等から平成24年度に補助を終了し、代わりに生ごみ削減に関する情報発信や学び場の提供等を行ってきました。 今後は、他自治体の助成制度に関するアンケートや生ごみ処理機の利用の継続性等を検証し、効果的な生ごみ減量方法を検討してまいります。 | 清掃・リサイクル部 事業課 | 電話 03-6304-3253 FAX 03-6304-3341 | 令和5年9月13日 | |
| 就学援助費について | 就学援助を受けています。大変ありがたい制度だと思っています。 しかし、昨今の物価上昇に伴い、実態とかけ離れた低い金額が振り込まれ、自己負担が大きく厳しいと感じています。実態調査を行って、援助金額の修正をお願いしたいです。 小学1年生の入学時や6年生の日光林間学園、卒業時など負担がとて大きいです。体操服なども値上げされています。 区内の小中学校および特約販売店の実態調査を行って、実態に合わせた就学援助を行ってください。 | 就学援助費は、学用品や校外学習など、お子様の就学にかかる費用の一部を補助することで、経済的な面からお子様の就学を支援する制度です。 支給金額につきましては、各学校への実績調査を行うなど実態把握に努め、金額改定に反映しております。 小学6年生対象の支給費目の近年の改定例としましては、日光林間学園(支度費との合計額)は令和3年度に27,810円を35,000円に、卒業アルバム費は令和3年度に8,650円を11,000円に、学用品費(年額)は令和5年度に18,660円を18,880円に、中学校新入学用品費は、平成31年度に47,400円を79,500円に、令和2年度に79,500円を81,000円に改定しています。 就学援助費は、あくまで一部を補助する制度ではありますが、今後も実態把握に努め、適切な金額設定を行ってまいります。 | 学校教育部 学務課 | 電話 03-5432-2686 FAX 03-5432-3028 | 令和5年9月13日 | 区HP:就学援助費 |

| 件名 | 区民の声(要旨) | 区の回答(対応・考え方) | 所管課 | 連絡先 (電話、FAX) | 受付日 | 関連情報 |
|---|--|--|--|---|-----------|--|
| 小学校の医療的ケア児の宿泊を伴う校外学習において、同行を要する親の旅費負担について | 小学校の医療的ケア児の宿泊を伴う校外学習において、同行する親の交通費、宿泊費、食費等の費用負担が発生していると聞いています。子どもと親の2人分を一度の宿泊学習で負担するのは現実的ではないと感じています。同行を要する親の宿泊費、交通費、施設入場料等を支給していただけないでしょうか。 | 令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校設置者は、医療的ケア児及びその家族に対し、適切な支援を行う責務を有することが定められました。教育委員会では、現在、区立のすべての小・中学校、区立幼稚園が医療的ケア児に対して適切な支援を行えるように、「(仮称)学校等における医療的ケア実施ガイドライン」の策定を進めております。この中で、保護者の宿泊行事への付添いに対する負担軽減についても検討しておりますので、負担軽減の内容が決まりましたら、学校を通じてお知らせいたします。 | 教育総合センター 支援教育課 | 電話 03-6453-1512 FAX 03-6453-1534 | 令和5年9月14日 | |
| 新型コロナワクチン接種について | 区役所の施設でファイザー社を使用するところが無いのが少し不安です。今回、区役所施設ではモデルナ社のみです。副反応を考慮するとファイザー社の方が安心安全なので、区役所施設でのファイザー社を増やして欲しいです。また、前は医療機関で接種しましたが、マイナンバーカードに反映されず、約一ヶ月スマホに登録出来ませんでした。 | 新型コロナワクチン接種に関しては、国の方針により、令和5年度は医療機関での接種(個別接種)が中心となり、区の集団接種会場は個別接種を補填する形で実施をしています。その上で、国から供給されるファイザー社製ワクチンの量が限られていることから、令和5年春開始接種に引き続き、ファイザー社製ワクチンは個別接種で優先的に使用し、集団接種会場ではモデルナ社製ワクチンを使用することを区として決定しました。ファイザー社製ワクチンの接種を希望される場合は、区内の医療機関又は東京都の大規模接種会場での接種をご検討いただければと存じます。また前回医療機関で接種をされた際に、接種記録が反映されるまでに時間がかかってしまったとのこと、ご不便をおかけしてしまい申し訳ございませんでした。個別接種では、運用上、接種記録を即日反映させることは引き続き難しい状況にあり、接種日から登録まで1週間～10日程度いただいております。なお、医療機関から区への予診票の提出時期により、接種記録の登録がさらに遅れる場合がございます。医療機関との連携を密にし、速やかに接種記録が反映できるよう努めてまいります。 | 世田谷保健所 住民接種担当課 | 世田谷区新型コロナワクチンコール 電話 0120-136-652 FAX 03-5687-2020 | 令和5年9月15日 | |
| Jアラートについて | Jアラートが全く聞こえません。他の方法を考える必要があると思います。 | 防災行政無線塔からの放送は、防災行政無線塔からの距離や、天候、風向き、高層建築物の有無などの周辺環境により、聞こえやすさに地域差が出てしまう場合があるため、区では防災行政無線に加えて、様々なサービスにて災害情報の伝達に努めております。例えば、防災行政無線塔の放送後に電話で放送内容を確認できる電話応答サービス、区ホームページ、災害・防犯情報メール配信サービス、X(旧ツイッター)、エフエム世田谷(ラジオ)など、さまざまな手段で情報を発信し、災害時の情報をお届けいたしますので、ぜひご活用ください。また、令和5年9月11日より世田谷区防災ポータルサイトを開設しており、発災時には避難情報や避難所開設情報などを掲載いたしますので、上記と併せてご確認くださいませよう、よろしく願いいたします。 | 危機管理部 災害対策課 | 電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014 | 令和5年9月20日 | 区HP:「災害時の情報収集方法」 |
| 歩道上の自転車の危険運転の問題 | 自宅から最寄り駅に向かう歩道で自転車が頻繁に前後逆の方向で行き交い、歩行者に大変危険な状況となっています。特に朝の通勤時間に歩道をかなりのスピードで通り抜ける自転車がが多く、歩行者に向かって避けようとも止まろうともせず突っ込んで来る姿もよく見られ、ぶつかりそうになられたことも複数回あります。自転車通行可の表示がない場所での特に狭い歩道での自転車の通行については、歩行者への危険な違法行為として人身事故に繋がる恐れもあることから、まずは区役所からも注意喚起を行なってください。 次に、歩道に歩行者用と自転車用の別々のルートの設置をお願いしたいです。設置場所は限られるかと思いますが、難しい場所、歩道の幅が狭い場所では歩行者の安全確保のための歩行者優先の原則が遵守されるべきで、そもそも歩行者の通行のみが許される歩行者専用とされるべきだと思います。 | ①歩道上での自転車運転について 本来歩道は歩行者の通行区分で、特例として条件を付して自転車の通行を認めています。このため、自転車通行を特例として認める歩道には「歩行者優先」の表示をしています。このことを含め、多くの区民が、手軽で人力で動かす自転車が道路交通法で定める軽車両であることの認識が薄くなっています。そして軽車両としてのルールやマナーを学習する機会が無いまま自己ルールで気軽に運転しているところに元凶があります。ご指摘のように、特に狭い歩道でスピードを出し、歩行者を優先しない危ない運転をする自転車も見受けられます。自転車優先と誤認していることもその1つと推測されます。こうしたことから、区では、交通安全教室の実施・自転車安全利用講習の実施・広報媒体により自転車の交通ルールの遵守を呼び掛けるなど、交通安全啓発に取り組んでいるところです。また、昨年より警視庁では自転車の違反運転への指導・警告及び赤切符の交付などの取り締まり強化を行い、ルールの遵守を区民の皆さんに呼びかけています。 ②歩道に歩行者用と自転車用の別々のルートの設置について ご意見でございますとおり、幅員の狭い道路では歩道上で歩行者と自転車を分けることは物理的に困難な状況です。しかしながら、ご指摘のように歩道上で歩行者と自転車が混在して危険な状況も見受けられますので、歩道上で自転車走行する場合のルール(徐行・歩行者優先)を改めて周知していくため、啓発表示物等の設置に向けて、表示内容を検討します。 | ①について 土木部 交通安全自転車課 ②について 土木部工事第二課 粘土管理事務所 | 交通安全自転車課 電話 03-6432-7966 FAX 03-6432-7996 粘土管理事務所 電話 03-3417-9571 FAX 03-3417-9573 | 令和5年9月25日 | |
| 自助、共助、公助の普及について | 災害危機や、それに対する準備や心構えの報道を多く目にします。阪神大震災などを経験した私は、隣近所の方々の有難さを痛感している1人です。地方に比べて、都会は隣近所の付き合いが希薄になっているのも事実です。公助には時間が掛ります。先日、他自治体で掲示板を活用したPRを目にしました。世田谷区でも区民の基本的意識醸成の一助にできないでしょうか。 | 発災時に一人でも多くの命を救うためには、区民一人ひとりの防災意識の向上及び発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮するものと考えております。区はこれまで、「災害時区民行動マニュアル」等の防災啓発物の作成・配布をはじめ、様々な媒体を通じた広報の実施により自助の意識を啓発するとともに、町会・自治会等、区民同士が協力して結成する防災区民組織に向けた資機材の助成や地域の訓練への参加等により、共助の推進に取り組んでまいりました。一方で、備蓄や家具転倒防止等の備えや、地域における訓練の実施など、自助、共助による防災力を高めるためには、更なる意識の醸成が必要であると認識しております。今後、ご指摘の区掲示板の活用をはじめ、訓練への参加の促進など、区民意識の醸成について、手法の研究・検証を進め、更なる自助、共助の推進に取り組んでまいります。 | 危機管理部 災害対策課 | 電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014 | 令和5年9月29日 | 区HP:震災時区民行動マニュアルマップ版・防災カード |